

令和9年度

学童保育室 入室申請要領

戸田市 子育て支援課 学童・放課後こども担当

〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1

電話：048-441-1800（代表） 内線 455・689

電話：048-424-9572（直通）

学童保育室とは・・・

保護者の就労等により、放課後や長期休暇時に、家庭で保育が困難な児童を預かり、集団生活や遊びを通して、児童の健全な育成を図り、保護者の子育て支援を行う場所です。

1 入室資格

戸田市立小学校及び市内在住で市外の小学校（特別支援学校を除く）に通学する1年生から6年生まで（市内特別支援学級含む）の帰宅後保育を必要とする児童で、下記のいずれかに該当する場合

- 1 保護者が、日中に1日5時間以上(実労働時間)かつ終業時間は午後3時以降、勤務日数については月16日以上就労している場合
- 2 母親が、出産前6週間から出産後1年間の期間にある場合
- 3 保護者が、疾病又は負傷のため自宅で療養している又は長期にわたり入院若しくは通院している場合
- 4 保護者が、精神又は身体に障害を有している場合
- 5 保護者が、長期にわたり介護を必要とする同居の親族の介護をしている場合
- 6 保護者が、日中に居宅外で就学している場合（上記1と同様の時間を満たす就学）

※保護者には、両親及び親族のほか、親族以外で児童と同居している者を含みます。

保護者の中に60歳未満の方がいて、上記入室資格を満たしていない場合は入室を認められません。

※午後7時までに保護者のお迎えが必要です。

※定員を超える申請があった保育室については、児童の学年や保護者の就労状況、家庭の事情等を考慮し、選考します（抽選や先着順ではありません）。場合によっては、待機となり公立学童保育室へ入室できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

2 開室時間

当該児童の放課後（通常授業時は、午後1時から午後7時まで）

（土曜日、各季休みの期間、学校行事の振替休日等は、午前8時から午後7時まで）

3 閉室日

- ◎ 日曜日、祝日
- ◎ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

4 学童に入るために必要な書類

下記 I + II + III の書類を提出してください。

I 共通提出書類（①から⑥及び該当する場合は⑦を含む）

- ① 申込書類チェックリスト
- ② 入室申請書（児童1人につき1枚）
- ③ 入室時健康調べ（児童1人につき1枚）
- ④ 令和9年度お迎えに関する届出書（きょうだいで1枚）
- ⑤ 入室・帰宅経路図（きょうだいで1枚）
- ⑥ 同意書（市民税情報の閲覧及び学校情報配信アプリへの登録・配信に関する同意）（きょうだいで1枚）
- ⑦ 生活保護受給証明書（生活保護受給者のみ）

II 入室資格に応じて必要な提出書類（下表の①から⑥の該当するもの）

保護者全員分の該当する入室資格に必要な書類を提出してください。

入室資格	必要な提出書類	注意事項
①就労	【固定勤務の場合】 ●就労証明書 ●理由書（夜勤の場合）	両親以外の60歳未満の同居している方が就労している場合は就労証明書も提出が必要です。
	【育児休業を取得中の場合】 ●就労証明書 ●母子健康手帳のコピー ※育児休業で入室できるのは出産後1年までです。	「就労証明書」の「現在の就労状況」に休業の期間等を記入してください。 また、母子健康手帳は、産前の場合は「表紙」と「出産予定日が記載されているページ」を、産後の場合は「出生届出済証明」を提出してください。
	【シフト制またはフレックスタイム等、勤務日によって就労時間が異なる場合】 ●就労証明書 ●シフト表または勤務表等 ●理由書（夜勤の場合）	就労証明書とともに、勤務日及び勤務時間が分かるシフト表または勤務表等を、就労証明書に記載した直近3か月分提出してください。
②出産	●母子健康手帳のコピー ●理由書 ※育休中の方は①就労の【育児休業を取得中の場合】に該当します。	母子健康手帳は、産前の場合は「表紙」と「出産予定日が記載されているページ」を、産後の場合は「出生届出済証明」を提出してください。
③疾病	●診断書のコピー ●理由書	保育が困難と判断ができる診断書のコピーを提出してください。また、期限のある場合は記載されたものを提出してください。
④障害	●診断書又は障害者手帳等のコピー ●理由書	保育が困難と判断ができる書類のコピーを提出してください。
⑤介護	●診断書又は障害者手帳等のコピー ●理由書	保育が困難と判断ができる書類のコピーを提出してください。
⑥就学	●在学証明書 ●理由書 ●カリキュラム・時間割等	「カリキュラム・時間割等」は、就学している日数・時間がわかる資料を提出してください。

Ⅲ 学童保育料算定に必要な提出書類（下表の①又は②で該当するもの）

提出書類	注意事項
① 源泉徴収票のコピー (令和 8 年分) ※令和 8 年 1 月 1 日から 令和 8 年 1 2 月 3 1 日まで の間で、前職がある方もしくは 同時期に 2 箇所以上で 勤務していた方は、 それぞれの源泉徴収票のコピー	①、②のうち、どちらか一つを提出。(同一生計の世帯で就労している方全員分のものが必要です。) ※単身赴任・別居中等の保護者分も必要です。 e - Tax で確定申告を行う場合は、送信表も提出してください。 ※①源泉徴収票又は②確定申告書の <u>所得税額が世帯全員 0 円の場合</u> は、担当課にて税情報を閲覧させていただきます。 ※①源泉徴収票又は②確定申告書の <u>所得税額が世帯全員 0 円の場合</u> で、令和 8 年 1 月 1 日において戸田市以外に居住していた方については、令和 8 年 1 月 1 日時点の住所地で発行された「令和 8 年度（非）課税証明書」を提出してください。
② 確定申告書のコピー (令和 8 年分) ※第一表及び第二表	

5 申請書類提出先・提出方法

別紙「令和 9 年度入室申請手順（新規入室者用又は既入室者用）」を御確認ください。

6 入室許可・不許可及び許可取消し

学童保育室への入室が許可された場合は、「戸田市学童保育室入室許可兼保育料決定通知書」を、不許可になる場合は、「戸田市学童保育室入室不許可決定通知書」により通知します。

なお、入室資格を満たさなくなった場合又は虚偽の申請であることが判明した場合は、入室許可後であっても、その許可は取消しとなります。

7 保育料

保育料は、口座振替とさせていただきます。「学童保育料口座振替依頼書」（児童 1 人につき 1 通）を記入し、預金通帳・通帳届出印を持参の上、金融機関に直接依頼をしてください。（学童保育料口座振替依頼書の提出時期によっては、納付書を発行し、学童保育室で、現金にて納付していただく場合があります。）なお、現在、きょうだいの口座登録がお済みの場合でも、新たに入室される児童のための登録が必要になります。口座振替により納付された学童保育料は、預金通帳の記入をもって納付の確認とさせていただくことから、領収書の発行については省略いたします。領収書を必要とする場合には、「口座振替納付済通知書」を発行します。

保育料は月額となっております、日割りはありません。月の途中で入退室された場合や、1 ヶ月入室がなかった場合も、1 ヶ月分の保育料をいただきますのでご了承ください。

なお、学童保育料の滞納がある場合は退室していただくことがあります。

また、入室許可を満たさない場合又は、虚偽の申請であることが判明し、入室許可を取り消された場合において、許可の取り消しまでに学童を利用していた間の学童保育料については、適切な保育料をいただきますのでご了承ください。

8 退室について

- ◎ 退室する場合は、退室する2日前（土日祝を含まない）までに退室届を学童保育室、または市役所に提出してください。引越等により市外に転居する場合も必ず退室届を提出してください。退室届が提出されない場合、保育料が発生いたします。

9 入室・お迎えの際の注意事項

- ◎ 保育時間は、午後7時までです。必ず閉室時間の午後7時までに速やかにお迎えに来てください。また、徒歩又は自転車でお迎えに来るようお願いします。

※やむを得ず午後7時までのお迎えができない場合は、事前に学童に連絡をしてください。

- ◎ 近隣の迷惑となるため、路上駐車はご遠慮ください。
- ◎ お休みする場合は、入退室等管理システム（以下「コドモン」という）、連絡帳又は電話にて必ず事前に連絡をしてください。

※小学校だけでなく、学童保育室にも必ず連絡をしてください。

- ◎ 児童又はその保護者が規律を守れない場合は、退室していただくことがあります。
- ◎ 入室児童の送迎は中学生以上とさせていただきます。

10 申請内容に変更があった場合

- ◎ 就労先や勤務条件が変更になる場合は事前に学童または市役所に連絡し、速やかに就労証明書と変更届を提出してください。また、その他の申請内容に変更が生じた場合も変更届を提出してください。

※申請内容に変更があったことを市役所に報告しない場合、退室となることがあります。

例)・転居する場合

- ・家族構成が変わる場合（婚姻・離婚・出産・同居・別居等）
- ・就労状況が変わる場合（退職・転職・勤務地の変更・産休の開始・育休からの復職等）

11 感染症り患時・学級閉鎖発生時の対応について

- ◎ 感染症等により患中の児童は入室できません。なお、感染症等により患中の児童のきょうだい及び同居の家族が患中の児童の入室もご遠慮ください。

- ◎ 感染症等により学校が学級又は学年閉鎖となる期間は、該当する学級、学年の児童は入室できません。この場合、感染拡大を防ぐため学級又は学年閉鎖した児童のきょうだいの入室はご遠慮ください。

- ◎ 発熱、咳や喉の痛み等の風邪症状が認められる場合には、入室はお控えください。
- ◎ 小学校登校時に体調不良となった場合には、学童へは入室できません。
- ◎ 万が一入室中に発熱や体調不良等の症状が見受けられた場合は、お迎えの連絡をしますの

で、いつでも学童保育室からの連絡が受けられる体制を整え早急にお迎えをお願いします。

※緊急連絡先には優先度の高い順に連絡いたしますが、緊急連絡先に学童から連絡をする際、優先度の高い保護者の電話番号に繋がらないことがあるため、必ず連絡が取れる電話番号（保護者の就労先等）を記載してください。

1 2 その他

- ◎ 自然災害や感染症等により小学校が臨時休校する場合、学童保育室は原則として休室になります。
- ◎ 市内在住で市外の小学校に通学する児童は、日々の学童保育室への入室等を考慮し、利用したい学童保育室名にて入室申請してください。なお、通学する小学校から学童保育室までの経路における安全対策は、各ご家庭で講じていただきます。
- ◎ 放課後子ども教室に登録・参加する場合、学校で配布するチラシをよくお読みください。

1 3 入退室等管理システム（コドモン）について

- ◎ 戸田市内の公立学童保育室では、入退室に関する管理、出欠席の連絡、連絡帳機能及び学童からのお知らせを、ICT システムである「コドモン (CoDMON)」を活用して運用しております、
- ◎ 入室の場合、お手持ちのスマートフォンからアプリのダウンロードをお願いいたします。

戸田市学童保育室条例に基づく保育料徴収月額表

※保育料は日割りしません

(1) 令和8年分所得税非課税世帯

区 分	保育料月額
生活保護世帯 及び 令和8年度市町村民税非課税世帯	0円
令和8年度市町村民税均等割のみの世帯 及び 令和8年度市町村民税所得割額5,000円未満の世帯	1,500円
令和8年度市町村民税所得割額5,000円以上の世帯	2,200円

(2) 令和8年分所得税課税世帯

区 分	保育料月額
所得税額30,000円未満の世帯	3,000円
所得税額30,000円以上90,000円未満の世帯	3,800円
所得税額90,000円以上150,000円未満の世帯	4,600円
所得税額150,000円以上210,000円未満の世帯	5,500円
所得税額210,000円以上270,000円未満の世帯	6,500円
所得税額270,000円以上の世帯	7,800円

学童保育料算定例

令和8年分 給与所得の源泉徴収票

①

支払を受ける者	住所又は居所	戸田市上戸田1-18-1-101		(受給者番号)								
				(役職名)								
				氏名	(フリガナ) トダ イチタロウ 戸田 一太郎							
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額				源泉徴収税額					
給与・賞与	内 円 4,871,523	円 3,354,400	円 1,231,980				円 15,000					
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数
有	従有		老人	特 定	老 人	その他		特 別		その他		
○		円	人 従 人	内 人 従 人	人 従 人		人	内 人	人 人	人		
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額				
内 円 421,980		円 50,000		円				円 100,000				
(摘要) 平成〇〇年×月×日入居 妻：花子 子：一郎（年少） 子：桜（年少）												

②

【一部省略】

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者		寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職					受給者生年月日						
					特別	その他				就職	退職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日
																	○		52	11	5
支払者																					
	住所(居所)又は所在地	戸田市上戸田1-△-○																			
	氏名又は名称	○×株式会社 (電話)048-441-××〇〇																			

<学童保育料算定方法>

「戸田市学童保育室条例に基づく保育料徴収月額表」と①+②の金額を照合して区分を決定します。
(復興特別所得税は除きます)

- ※ 就労者が他にもいる場合は、それぞれの①+②の金額を合算して区分を決定します。
- ※ ①+②の金額は、確定申告書の場合は③「上の③」に対する税額又は第三表の⑨に相当します。
- ※ 世帯全員の源泉徴収税額が0円の場合は、前年度の市民税額により学童保育料を決定します。
- ※ 譲渡損失等、所得の種類によっては税額を再計算させていただく場合があります。
- ※ 入室年度中に婚姻・離婚等で保護者変更があった場合、保育料を再計算する場合があります。

(例 上記源泉徴収票の場合)

1	②の金額を①の金額に加算する ⇒ 115,000 円
	↓
2	復興特別所得税を除き再計算する 114,700 円
	↓
3	表(2)「令和8年分所得税課税世帯」の区分「令和8年分所得税額 90,000 円以上 150,000 円未満の世帯」に該当
	↓
4	表より、学童保育料は月額 4,600 円 と決定

戸田市内の民間学童保育室について（お知らせ）

戸田市には、放課後児童健全育成事業（学童保育室）の届出を提出し、民間事業者が運営する学童保育室（民間学童）があります。また、戸田市学童保育室運営等事業費補助事業実施要綱に定める要件（施設要件、運営要件、財務状況等）を満たしている事業者に対し、補助金を交付しています。令和9年度、補助対象として運営を予定している事業者は、以下のとおりです。

民間学童保育室については、時間延長や習い事オプション、学習指導など、公立学童では行えない独自のサービスを実施しているところもありますので、新年度学童保育室への入室を検討している方へ参考としてお知らせします。

入室に関する申し込み、保育時間、保育料、用意する物、空き状況、対象となる小学校など、詳細については、各民間学童保育室に直接お問い合わせください。

学童保育室名	代表者氏名 担当者氏名	所在地	連絡先	対象小学校
--------	----------------	-----	-----	-------

＜既開室学童保育室（全27室）＞

株式会社グローイングアップ ホームページ：<http://www.will-kids-f.com/>

ウィルキッズフィールド 戸田下前クラブ	土屋 貴正 大岩 光輝	戸田市下前 1-8-9	048-242-5243	戸田第二、戸田東、 戸田南
ウィルキッズフィールド 戸田新曽クラブ	土屋 貴正 塚田 美紅	戸田市大字新曽 1888	048-229-3764	新曽、新曽北、 芦原
ウィルキッズフィールド 戸田上戸田クラブ	土屋 貴正 福元 ありさ	戸田市上戸田 2-30-7	048-229-0658	戸田第一、戸田東
ウィルキッズフィールド 戸田上戸田クラブ2号店	土屋 貴正 西川 想太郎	戸田市上戸田 2-31-3	048-229-0658	戸田第一、戸田東、
ウィルキッズフィールド 戸田戸田公園クラブ	土屋 貴正 杉本 真	戸田市下前 1-11-20 グランシンフォニア A 棟 1 階	048-229-6757	戸田第二、戸田東、
ウィルキッズフィールド 戸田戸田公園クラブ	土屋 貴正 高木 翔	戸田市下前 1-11-20 グランシンフォニア A 棟 1 階	048-229-6757	戸田南、戸田東

NPO 法人子ども支援ホーム ホームページ：<http://www.g-jump.com/>

学童保育じゃんぶ 戸田下前クラブ	内田 剛史 岡本 富美佳	戸田市下前 2-12-16-101 リバーサイド永芳 101	048-432-2442 070-6458-2768	戸田第一、戸田第二、 戸田東、戸田南
学童保育じゃんぶ 戸田下戸田クラブ	内田 剛史 山口 奈々	戸田市下戸田 2-12-7 田口ビル 1 階	080-3294-6308	戸田東
学童保育じゃんぶ 戸田下前 2 号クラブ	内田 剛史 反町 彩子	戸田市下前 2-7-10 ブリラ・クレモ 1 F-2	048-229-0525 080-4376-1953	戸田第二、戸田東
学童保育じゃんぶ 戸田川岸クラブ	内田 剛史 島田 琳	戸田市川岸 2-5-30 ボヌール戸田公園 1 階	048-446-6104 080-7135-9298	戸田第二、戸田南

NPO 法人オリーブアゴラ ホームページ：<http://olive-agera.com/>

学童教室オリーブ 中町教室	富岡 聡子 小見 美貴	戸田市中町 2-17-13	048-452-4362	戸田東、喜沢
学童教室オリーブ 下前教室	富岡 聡子 鳴海 美樹	戸田市下前 2-1-24	048-452-4362 080-5432-4860	戸田第二、喜沢 戸田南
学童教室オリーブ 美女木教室	富岡 聡子 辻山 浩代	戸田市美女木 2-32-13 ユニキューブ美女木 3 号棟	048-452-4362 080-5433-9644	美女木
学童教室オリーブ 新曽教室	富岡 聡子 戸田 礼	戸田市新曽 2332-4	048-452-4362 070-3309-7537	新曽、笹目東 新曽北、芦原

HITOWA キッズライフ株式会社 ホームページ：<http://www.kidslife-nursery.com/base/saitama/sasamegakudo/>

太陽の子 とだ笹目学童保育室	吉岡 稔人 本多 優子	戸田市笹目 1-7-10 2 階	048-422-8802	笹目東、芦原
-------------------	----------------	------------------	--------------	--------

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

ホームページ： <https://gakudou-sora.roukyou.gr.jp/> ・ <https://gakudou-umi.roukyou.gr.jp/>

学童クラブそら	藤田 徹 土屋 叶子	戸田市笹目 3-10-9 SAN A ハイム 101	048-458-0715	笹目、笹目東、 美女木
学童クラブうみ	藤田 徹 土屋 叶子	戸田市美女木 2-8-3 ファミリー 31	048-424-3114	美谷本、美女木

NPO 法人チャイルドルームすたあ ホームページ： <http://childroomstar.com/>

学童クラブ すたあ	志村 恵美子 佐藤 史堯	戸田市大字新曽 1688-1 グランドソレイユ-101	048-299-8424 070-8488-0893	新曽、笹目東、戸田第 一小、新曽北、芦原
学童クラブ こすも	志村 恵美子 高橋 結友	戸田市大字新曽 1688-1 グランドソレイユⅡ	048-299-8424 070-8488-0893	新曽、笹目東、戸田第 一小、新曽北、芦原

一般社団法人 merry attic ホームページ： <https://merry.or.jp/>

学童 CLUB merry attic (メリーアティック)	上田 馨一 友利 拓海	戸田市大字新曽 397 メゾンサファイア 110 号	048-229-1784	戸田第一、芦原
学童 CLUB merry attic forest (メリーアティック フォレスト)	上田 馨一 村松 光太	戸田市美女木 2 丁目 28-13	048-229-1784	美谷本、美女木
学童 CLUB merry attic kukuna (メリーアティック ククナ)	上田 馨一 小沢 優佳	戸田市大字新曽 759-7	048-229-1784	新曽北
学童 CLUB merry attic noa (メリーアティック ノア)	上田 馨一 半藤 友輝	戸田市新曽 1512-5	048-229-1784	芦原

有限会社ブルーライオンイングリッシュ ホームページ： <https://bluelionjr.amebaownd.com/>

学童クラブ ブルーライオン Jr.	コール淳美 コール真理衣	戸田市上戸田 3-26-21 常葉ビル 1 階	048-442-3013	戸田第一、新曽北
----------------------	-----------------	----------------------------	--------------	----------

NPO 法人 ENERGY ホームページ： <http://www.gakudou-dog.com/>

学童保育 DOG!!	小山 英昭 大野 拓真	戸田市本町 1-10-13 三友ビル 2 階	080-7573-3772 080-3521-0369	戸田第一、戸田南、 戸田東
------------	----------------	---------------------------	--------------------------------	------------------

株式会社ココカラデザイン ホームページ： <https://kids.cococara-d.co.jp/>

学童保育ココカラ KIDS canvas	清水 慎人 山本 朝陽	戸田市中町 2-13-18 パルナス 1B	048-229-8104	戸田第二、戸田東、 喜沢
-------------------------	----------------	--------------------------	--------------	-----------------

株式会社 MIRATZ ホームページ： <https://www.miratz.jp/ohana-afterschool/>

学童クラブ Ohana 氷川町教室	岩田 陽介 飛島 北斗	戸田市氷川町 2-16-2	048-291-8745	新曽、新曽北、笹目東
----------------------	----------------	---------------	--------------	------------

※現時点での予定であるため、内容等が変更になる場合があります。

＜担当＞

戸田市こども健やか部 子育て支援課 学童・放課後こども担当
TEL 048 - 441 - 1800（内線 689・455）

学童保育室運営に関するQ & A

Q1：学童保育室ではどのような活動を行いますか？

A1： 学童保育室は、集団生活や遊びを通して、児童の健全な育成を図り、保護者の子育て支援を行う場所です。学習については、学習の時間を設け、自主的に宿題等を行う事を促し、分からない部分については、できる範囲でのアドバイスを行います。ただし、決められた時間内に宿題が終わらない場合は、御自宅に持ち帰りとなります。

Q2：令和8年度に待機児童が発生した学童保育室はありましたか？

A2： 令和8年度当初では、戸田東小学校学童保育室、喜沢小学校学童保育室、児童センターこどもの国学童保育室にて待機児童が発生しました。今後も保育需要の増加が予測されることから、新たに待機児童が発生する学童保育室がでてくる可能性もあります。

定員を超える申請があった場合、一般的には低学年の児童が優先されますが、保護者の就労状況や、ご家庭の事情等を考慮し、総合的に入室可否を判断いたします。

Q3：学童保育室に入室するとき、お弁当を持っていく必要がありますか？

A3： 学童保育室では、土曜日・各季休みの期間等の給食がない日は、各ご家庭でお弁当・水筒を用意してください。お弁当を忘れた場合も、指導員が購入することはできませんので、ご注意ください。

Q4：学童保育室ではおやつを提供がありますか？

A4： 学童保育室にはおやつがあります。おやつは、代金を別途徴収することなく（保育料にも含まれておりません）、市のサービスとして昼食から夕食までの間の時間での空腹を満たすことを目的とし、市販の菓子類を提供しております。

※入室時間が遅くなった場合に、一人帰りやお迎えの時間によっては提供できない場合があります。

※衛生管理、教育的配慮等の理由から、学童保育室のおやつは持ち帰りできません。

※入室児童に食物アレルギーがある場合、おやつを持参いただくことがあります。

Q5：入室中にけがをした場合、どのような対応になりますか？

A5： 治療が必要と思われる程度のけがをした場合、原則として速やかな保護者のお迎えをお願いしておりますので、緊急連絡先としてつながる電話番号を入室申請書に必ず明記してください。なお、緊急時は救急車を要請します。

（保育中にけがをし、医療機関へ受診した際には、市で加入している傷害保険により補償されます。）

※入院日額 3,000 円 通院日額 2,000 円（令和8年度参考）

Q6：児童が学童保育室で薬を飲む場合、どうすれば良いですか？

A6： 学童保育室では、児童へ薬を飲ませる行為は一切行っておりません。やむを得ず服薬する場合は各自の責任のもと行っていただきますが、情報共有のため、必ずコドモンまたは学童用の連絡帳にてご連絡くださいますようお願いいたします。

Q7：台風等の自然災害時に学童保育室は開室しますか？

A7： 学童保育室では、児童の安全確保の観点から、自然災害や感染症等により小学校が臨時休校する場合、原則休室となります。

また、土曜日や夏休み等の1日保育時に、台風の接近が事前に予報されている場合にも、休室となる場合があります。

Q8：勤務時間の関係で児童の送り迎えができない場合、児童一人での入退室はできますか？

A8： 学童保育室では、児童の安全確保の観点から、入退室にあたっては保護者の送迎を原則としております。

なお、保護者の就労時間等により送迎が困難な場合には、一定の条件のもと一人入室・一人帰宅を認める制度があります。※塾や習い事等へ通うための制度ではありません。

この制度は保護者の責任により、児童一人での入室・帰宅を認めるもので、毎日の一人帰宅はできません。また、申請した時間以外の時間に一人帰宅はできません。制度の詳細についてはお問い合わせください。

Q9：こどもの国学童保育室にはどのような児童が入室していますか？

A9： 入室対象は、戸田南小学校及び戸田第一小学校の3年生から6年生と、私立等市外の小学校に通学する児童です（戸田南小学校及び戸田第一小学校の行事に合わせて開室予定）。

戸田第一小学校…新3年生の児童は、戸田第一小学校第1・第2学童保育室又は児童センターこどもの国学童保育室のどちらに入室するか選択できます。新4年生以上の児童は、こどもの国学童保育室をご利用いただきます。

戸田南小学校…新3年生～新6年生まで戸田南小学校第1・第2学童保育室又は児童センターこどもの国学童保育室のどちらに入室するか選択できます。

※こどもの国学童保育室は戸田南小学区となるため、学区外の戸田第一小学校の児童は一人帰宅ができません。

Q10：むつみ学童クラブにはどのような児童が入室していますか？

A10： 入室対象は、新曽北小学校の3年生から6年生です。特別支援学級に通う3年生から6年生も入室対象となります。開室日は学校内の新曽北小学校の行事に合わせて開室予定です。

Q11：民間学童保育室とはどのような施設なのでしょうか？

A11： 受入れ学年の拡大や、近年の学童保育室の需要増加に対応するため、公立学童保育室の補完として、市が定めた基準を満たし、公立学童保育室の入所要件を満たした児童を受け入れる民間学童保育室があります。

令和9年度に、補助対象として運営を予定している民間学童保育室については、27室となります。

公立学童保育室の申請とともに、民間学童保育室のご利用をご検討いただきますようお願いいたします。

民間学童保育室では、放課後、学校へのお迎えのほか、午後7時以降の延長保育、軽食サービスや、そろばん・習字・音楽・英会話などの学習指導、ダンス・水泳・サッカー教室の実施など、民間独自のサービスを別途料金にて行っています（内容や料金は事業者によって異なります）。

詳細は、前ページの「戸田市内の民間学童保育室について（お知らせ）」を参照して、各民間学童保育室へお問い合わせ願います。

Q12：夏休み中にお昼寝の時間はありますか？

A12： 夏休み中は児童の体力を回復するため、13時～15時のうち1時間～1時間半程度身体を休める時間を設けております。眠くない児童は、静かにできる取り組み（DVD鑑賞や読書等）を行っていただきます。

※各学童の施設の構造により、取り組み内容は異なります。

Q13：学童でタブレットを使って宿題をすることができますか？

A13： タブレットを使う宿題に対応するため、インターネット環境を用意しております。学童内でタブレットを使用することができるのは、宿題を行う時間及び本読みの時間（電子図書館の利用に限る。）のみとなっております。その他、タブレット使用の詳細については、指導員にお問い合わせください。

Q14：暑い時期に外遊びは行っていますか？

A14： 暑い時期に外遊びをする際は、環境省の暑さ指数が31未満の時のみ活動を行っております。暑さ指数が31以上となった場合は熱中症を予防するため、外遊びを中止し、指数が31を下回るまで室内での活動を行っております。また、光化学スモッグ注意報が発令された場合にも、注意報が解除されるまで外遊びは中止となります。

Q15：保護者が仕事を辞める場合、学童を退室しなければいけませんか？

A15： 保護者の就労を条件に学童に入室している場合、保護者が退職をした時点で学童の入室資格を失うため、学童を退室していただきます。ただし、特例として年度中に1か月間のみ保護者の求職を条件に学童に入室することを認めておりますので、そのような際は、事前に学童保育室又は子育て支援課にお問い合わせください。

非常災害時の対応について

<基本的な対応>

- 1 児童の安全を最優先した行動をとるものとする。
- 2 児童全員の引き渡しを終了するまで閉室しないこととする。
- 3 小学校との連携を図ることとする。
- 4 児童、保護者の方に安心してもらえるよう連絡に努める。

※災害時の引き渡しについては原則保護者が学校にお迎えに来ていただきます。

※非常災害時において、保護者のお迎えが困難となり、保護者以外の第三者がお迎えに来る場合には、申請時に全員に提出していただく書類「お迎えに関する届出書」に記載されている方以外には、引き渡しはいたしませんので、あらかじめご了承ください。

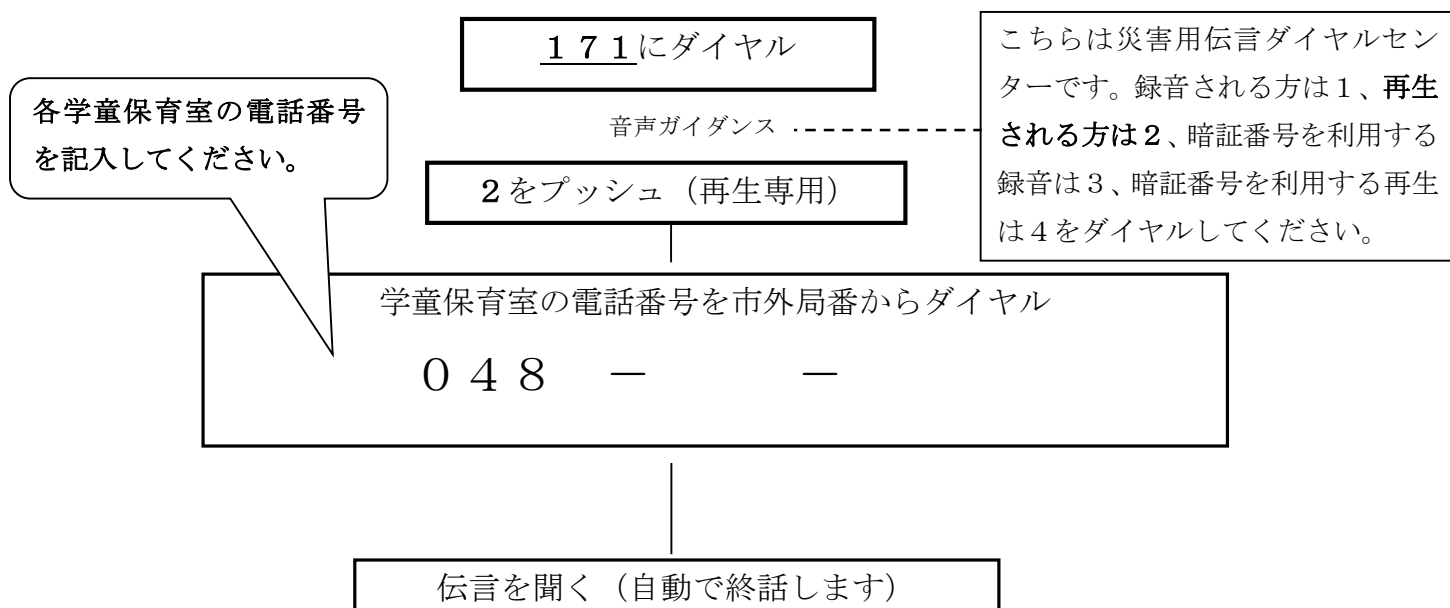
※現場での対応が一段落したところで、保護者の方へ安否確認の連絡をいたします。学童保育室からも連絡に努めますが、保護者の方からも学童保育室への連絡に努めていただきますようお願いいたします。

<その他>

- ・ 災害時における必要な情報（安否確認等）については、市役所ホームページのトップページを閲覧し、確認してください。
- ・ 非常災害時には通信が困難になることも考えられますので、そのような場合には、災害用伝言ダイヤル【171】を利用してください。

災害用伝言ダイヤル【171】の再生方法

利用可能な電話：一般電話・公衆電話・携帯電話・スマートフォン・PHS



※伝言蓄積数に制約があるため、利用の際には録音はせず、再生のみとしてください。

学童保育室の電話番号

学 童 保 育 室 名	電 話 番 号
戸 田 第 一 小 学 校①	0 4 8－4 4 4－4 5 1 6
戸 田 第 一 小 学 校②	0 4 8－4 4 5－8 6 7 5
戸 田 第 二 小 学 校①	0 4 8－4 4 4－7 9 7 8
戸 田 第 二 小 学 校②	0 4 8－4 3 3－2 0 8 2
戸 田 第 二 小 学 校③	0 4 8－4 4 4－7 7 0 1
新 曽 小 学 校 ①	0 4 8－4 4 4－4 8 1 3
新 曽 小 学 校 ②	0 4 8－4 4 4－4 8 1 7
新 曽 小 学 校 ③	0 4 8－4 4 6－0 6 0 7
美 谷 本 小 学 校	0 4 8－4 2 1－6 2 2 1
笹 目 小 学 校	0 4 8－4 2 1－0 7 5 9
戸 田 東 小 学 校 ①	0 4 8－4 4 5－8 6 7 7
戸 田 東 小 学 校 ②	0 4 8－4 4 4－3 3 6 6
戸 田 南 小 学 校 ①	0 4 8－4 4 5－8 6 7 6
戸 田 南 小 学 校 ②	0 4 8－4 4 5－1 2 3 6
喜 沢 小 学 校 ①	0 4 8－4 4 5－8 6 7 8
喜 沢 小 学 校 ②	0 4 8－4 4 5－3 1 5 0
笹 目 東 小 学 校 ①	0 4 8－4 2 1－8 7 3 1
笹 目 東 小 学 校 ②	0 4 8－4 2 1－7 1 1 0
新 曽 北 小 学 校	0 4 8－4 3 3－3 6 1 1
美 女 木 小 学 校	0 4 8－4 2 1－9 4 5 7
芦 原 小 学 校 ①	0 4 8－4 3 1－1 6 1 6
芦 原 小 学 校 ②	0 9 0－3 5 0 0－9 1 0 3
児童センターこどもの国①	0 4 8－4 5 2－8 1 3 2
児童センターこどもの国②	
むつみ学童クラブ①	0 4 8－4 3 0－7 3 1 5
むつみ学童クラブ②	

※申請書類等は各学童保育室で配布しております。また、市ホームページからもダウンロードできます。